

第四回 内閣委員会 議事録 第一号

昭和二十三年十二月八日(水曜日) 午後二時四十三分開議

出席委員

委員長 小川原政信君
理事 富田 照君 理事 田中 稔男君
理事 福田 繁秀君
岡村利右衛門君 關内 正一君
中嶋 勝一君 村上 勇君
村上 清治君 山口 静江君
小坂善太郎君 谷口 武雄君
田中 健吉君

出席政府委員

内閣官房次長 橋本 龍伍君
文部事務官 茅 誠司君

委員外の出席者

専門員 亀井川 浩君

十二月二日

委員森直次君、磯崎貞序君、奥村竹三君、梁井淳二君、松木弘君、佐藤通吉君及び大島多蔵君辞任につき、その補欠として齋藤隆夫君、田中萬逸君、塚田十一郎君、村上勇君、菊池義郎君、植原悦二郎君及び唐木田藤五郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員戸叶里子君及び田中健吉君辞任につき、その補欠として山口静江君及び水野實郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員水野實郎君辞任につき、その補欠として田中健吉君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員齋藤隆夫君、塚田十一郎君、辻寛一君、田中萬逸君及び唐木田藤五郎君辞任につき、その補欠として中嶋勝一君、岡村利右衛門君、關内正一君、村上清治君及び谷口武雄君が議長の指名で委員に選任された。

十二月二日

科学技術行政協議会法案(内閣提出第五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件
理事の補欠選任
國政調査承認要求に関する件
科学技術行政協議会法案(内閣提出第五号)

○小川原委員長 それでは会議を開きます。

この際委員の異動に關しまして御報告申し上げます。きのうまでの委員の異動につきましては、公報によつて御承知のことと存じますので、報告は省略させていただきます。本日の異動についてお知らせ申し上げます。すなわち本日齋藤隆夫君、塚田十一郎君、田中萬逸君、唐木田藤五郎君が内閣委員を辞任されまして、その補欠といたしまして中嶋勝一君、岡村利右衛門君、關内正一君、村上清治君、谷口武雄君を本委員会にお迎えすることになったのでお知らせ申し上げます。

それでは理事補欠選任の件でございますが、現在理事が欠員になつておりますので、この際その補欠を選任したいと存じます。

○田中(稔)委員 補欠理事の選任に關しましては、その手続を省略して、委員長において御指名あらんことを望みます。

○小川原委員長 ただいまの田中君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川原委員長 御異議ないものと認めまして富田照君を理事に御指名いたします。

○小川原委員長 それではこれより去る二日日本委員会に付託になりました科学技術行政協議会法案を議題といたします。まず政府の提案理由の御説明を求めます。内閣官房次長橋本君。

科学技術行政協議会法案

科学技術行政協議会法

(目的)

第一條 科学技術行政協議会は、日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に關する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。

2 科学技術行政協議会(以下協議会という。)は、内閣総理大臣の所轄とする。

(審議事項)

第二條 協議会は、左に掲げる事項

一 日本学術会議の答申または勸告を行政に反映させるために必要な措置

二 政府が日本学術会議に諮問すべき事項の選定に關すること

三 政府が行うべき科学技術に關する國際的事業の実施の方法

四 各行政機関の所管に屬する科学技術に關する事項の連絡調整に必要な措置

(組織)

第三條 協議会は、会長一人、副会長二人及び委員二十六人以内で組織する。

第四條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 委員は、關係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は学識経験のある者でなければならぬ。

4 学識経験のある者を命ずる場合においては、日本学術会議の推薦を尊重しなければならない。

5 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五條 会長は、会務を總理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(會議)

第六條 協議会は、毎月一回定例会議を開かなければならない。但し、会長が必要があると認めたとときは、臨時に、これを開くことができる。

(幹事)

第七條 協議会に幹事二十人以内を置く。

1 幹事は、關係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。学識経験のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

2 幹事は、協議会の審議事項について委員を補佐する。

(事務局)

第八條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、總理廳の一級の官吏又は相當の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

3 事務局長は、会長の命を受け、同務を掌理する。

4 事務局の職員は、定員については、別に法律で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

2 学識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本学術会議の会員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

3 事務局の職員は、定員について

は、國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

○橋本政府委員 このたび科学技術行政協議会法案を提出いたしました次第でございます。その提案理由の御説明を申し上げます。

平和的文化國家の建設は、科学技術の向上と普及がその基礎をなすものであることにかんがみまして、政府は學術体制刷新委員会の答申に基づいて、さきの第二國會におきまして、日本學術會議法を提案し、すでに公布を見ておるのであります。このたびは、日本學術會議とともに、學術体制刷新委員会の答申の二つの大きな眼目であり、かつ、科学技術行政協議会を設置しようとするものであります。

科学技術行政協議会は、いわば日本學術會議と政府との間に立つて、兩者の意思の疏通をはかり、科学と國策との相離離することのないようにするためのものでもあります。従来わが國の政治におきまして、科学研究の成果が、十分に行政上の諸施策に活用されず、また各省間の連絡調整が必ずしも十分でなく、政府全体としての科学技術行政の一貫性、総合性に欠けるきらいがあつたのであります。こうした弊害を除去いたしますことがこの協議会の重要な目的であります。こういう目的を達成いたしますには、單に行政官の手腕と識見のみでは十分でありませんで、科学者の専門的知識がこれに加わり、兩者相協力することが必要であります。本協議会の委員の数が、行

政官と科学者とがそれ／＼同数を占めることになつておられますのは、この意味からでありまして、ここに本協議会の大きな特色があるのではありません。次に前にも申し述べましたように、本協議会の重要なねらいの一つは、各省間の連絡調整をはかり、科学技術行政に一貫性、総合性を與えようとするところにあります。しかし、本協議会は実施機関ではなく、審議機関でありまして、その審議の結果は内閣総理大臣がその権限に基いて、重要なものは閣議を経て実施するのであります。各省の立場は十分尊重され、画一的統制に墮することのないよう配慮がなされているのであります。なお本協議会は、関係方面の特別な要請もありましたので、本年度初めに設置する予定で、これに要する経費はすでに本年度の当初予算に計上されているのであります。しかしその後種々検討すべき点がありまして、その設置を延期し、今日に至つた次第であります。しかしながら明年一月二十日には日本學術會議が成立いたしますので、これと同時に本協議会を発足せしめる必要がありまして、今回の國會におきまして本法案の御審議をお願いする次第であります。

政官と科学者とがそれ／＼同数を占めることになつておられますのは、この意味からでありまして、ここに本協議会の大きな特色があるのではありません。次に前にも申し述べましたように、本協議会の重要なねらいの一つは、各省間の連絡調整をはかり、科学技術行政に一貫性、総合性を與えようとするところにあります。しかし、本協議会は実施機関ではなく、審議機関でありまして、その審議の結果は内閣総理大臣がその権限に基いて、重要なものは閣議を経て実施するのであります。各省の立場は十分尊重され、画一的統制に墮することのないよう配慮がなされているのであります。なお本協議会は、関係方面の特別な要請もありましたので、本年度初めに設置する予定で、これに要する経費はすでに本年度の当初予算に計上されているのであります。しかしその後種々検討すべき点がありまして、その設置を延期し、今日に至つた次第であります。しかしながら明年一月二十日には日本學術會議が成立いたしますので、これと同時に本協議会を発足せしめる必要がありまして、今回の國會におきまして本法案の御審議をお願いする次第であります。

以上が本法案の提案理由であります。十分御審査の上御協賛あらんことをお願いいたします。

○小川原委員長 これより本案に対する質疑に入ります。

○富田委員 この際議事進行について動議を提出したいと思つて、この科学技術行政協議会法案は第三國會におきまして衆議院を通過し、參議院の内閣委員会で可決されたのでござい

ますが、單に時間的な關係から、遂に參議院の本會議に上程することができなくてそのままになつたのであります。そして会期不継続の原則から再び國會に提出されたものでございまして、この内閣委員会に付託になりましたが、審査にあたりまして、私どもはすでに本案の趣旨内容も十分に承知いたしております。またただすべき疑点もはや盡きておると考えております。そこでこの際本案に對しては、質疑、討論はこれを省略いたしました。ただちに採決されるように要望いたします。次第でございまして、こういう動議を提出いたします。

○小川原委員長 富田君の動議に御異議ございませんか。

○田中委員 この際一言私の希望を述べたいと思つて、私も本法案を承認するものであります。ただ第三國會で問題になつた際に、わが党の山中委員が述べた趣旨をもう一度簡単に繰返しておく必要を認めるものであります。私どもは日本が民主的な文化國家として再建されることにつきましては、もちろん双手をあげて賛成いたします。そのために日本の學術が大いに発展を、また業績が行政の上に反映することに努めなければならぬというところをわれ／＼は考えております。その場合にこの科学技術行政協議会の占める役割は非常に大きいものであると思つております。ただこの協議会が一見してどうも官僚的な感じがするの

ならば会長、副会長の選任方法についても、総理大臣や國務大臣を充てるような、従来こういう協議会によくあつた例を踏襲することをやめて、むしろ民間の学識経験を有する人を登用するという新しい方式をとるべきだと思つております。そのことは協議会の運営に民間の識見を活用するゆえんであり、また機構を民主的に運営するゆえんだと思つて、ところがこれは政府委員のいろいろな御説明、あるいは學術体制刷新委員会の代表者のいろいろな御希望もありまして、とにかくこのまま通してくれということでありまして、それ責任を持たれる方々のお言葉でありますから、私どももあえてここで反対はいたしません。しかしながらただ一言申し上げたい点は、実はそういう方々の、ことに學術体制刷新委員会の代表者の打明け話のうちに、どうも役人は扱いにくいものであり、民間の者がこういうところに出て行つて采配を振るうようなことをやると、役人から恨まれていろいろじやまされることが、さつき懇談会の席上小坂委員からもちよつとその点に触れたのであります。したが、予算措置その他においてやはり役人のごきげんを損じてはやりたくない、あまり出しゃばつてかえつて失敗するよりも、むしろ何もかも役人にまかせておいた方がやりやすいのだという

ような打明け話があつた。これは打明け話であつて、こういうところで申し上げるのはどうかと思つて、私はいはれどもさういふ感じは持つと思つて、これは旧憲法のもとにおいては、なるほど役所と學術團體、役人と學者というような一面的な關係であつたでしょうが、新憲法のもとにおいては、國會

というものがここに嚴存してあります。もしかりに日本の民主的な文化國家としての再建の途上において、政府の役人が依然たる役人根性でもつて、民間の識見を行政の上に活用する、そのためにこういう協議会の主宰者として民間の人が登用されるといふようなことの結果として、妙にひねくれて、予算措置その他においてじやまするといふようなことがかりに起れば、あるいはまたじやましないにしても、サボルといふようなことがかりに起るならば、國會といふものがありません。このようにもそれは監督をいたしますし、彈劾もいたしますから、民間の學術團體の方々も、さういふふうな卑屈な考えは持たないで、出るべき場所には大いに出ていきたいと思います。だから私は会長、副会長は民間の識見を有する人がどん／＼出て行つていきたいと思います。ありますが、さつきも申し上げましたように、政府委員や學術体制刷新委員会の代表者のお言葉もありますので、私どもは一應これに消極的な氣持をもつて賛成することを申し述べておきます。

○小川原委員長 それではこれよりただちに採決をいたします。

科学技術行政協議会法案に賛成の諸君の御起立を求めます。

（議員起立）

○小川原委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。なおこの際お諮りいたしますが、本案に對する委員会報告書の作成並びに提出等につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○小川原委員長　それではさようとり
はからいます。

○田中(健)委員　この際動議を提出し
たいと思います。行政機構改革並びに
行政整理に関し、本委員会として國政
調査いたしたきにつき、これが議長の
承認を求められんことを望みます。全
員の御賛同を希望いたします。

○小川原委員長　ただいまの動議に御
異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○小川原委員長　御異議ないようであ
りますからさよう決定いたします。要
求書の作成及び議長あての要求手続等
につきましては、委員長及び理事に御
一任願いたいと思ひます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○小川原委員長　それではさようとり
はからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十七分散会

科学技術行政協議会法案(内閣提出)
に関する報告書

〔都合により最終号に掲載〕

昭和二十四年二月二日印刷

昭和二十四年二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局